

★仙台 Aさん（3/25発信）

皆様、心温まるお見舞いメールをありがとうございます。

仙台は大丈夫でしたが、私の気仙沼の実家は、家屋・作業場・倉庫・車が全て津波で流失してしまいました。でも、母も兄弟家族も全員無事です。どうぞ御安心ください。

家族は公民館に一時避難しましたが、母の補聴器は大勢の声を拾ってしまい、非常に疲れ、身内の家に更に移動してお世話になっています。

今回の災害ではなかなか避難所に物資が届かないようで、個人の家で避難している人達は、避難所よりも更に悲惨な状況と聞きます。しかし幸いなことに母が避難している家には、従兄弟たちがあらゆるツテを総動員して、4トントラック1台分の物資を運び込んでおり（米は300キロ）当面は大丈夫な状況です。

けっこうたくましく生きてますので、大丈夫です。

今は、ただただ福島の方々のことが心配でなりません。一刻も早い原発の鎮静化を願います。

★福島 Yさん（3/28発信）

皆さんに御心配いただき、また激励のメールをいただき、本当にありがたいと思います。

福島市は水道も復旧したし、先週末ぐらいには大分ものが入ってくるようになりました。まだガソリンや灯油は手に入りにくいですが、それも少しずつ解消されるのではないかと期待しています。スーパーだけでなく、飲食店も再開し始めているようです。

ただ、これは福島市の話なので、浜のほうのいわき、相馬、南相馬は、地震後2週間たってもものも人も入ってこず、大変な生活を強いられているようです。

原発の心配さえなければ、復興に向けて頑張れるのですが、毎日毎日綱渡りの状態で、先が読めません。全てうまくいったとしても、冷やすだけで何箇月も何年も掛かるということです。その間、ずっと放射性物質を出し続けるのか、何か対策があるのか、さっぱり分かりません。学校や保育園もいつから始まるのか、どこの学校に行くことになるのか、子供たちも不安でいっぱいだと思います。取りあえず福島市にいて自分の家にいられる私たちは何とか生活できています。ここに何が売っているよ、こっちはこれがあるよと、みんな

なで情報を回しながら買い出しもできています。奪い合えば足りず、分け合えばなお余るところですかね。

★岩手 Mさん（3/23発信）

全国から東北に向けて暖かいメッセージが送られてきていることに感謝を申し上げます。盛岡からの発信が少ないのは、被害がほとんどなかったに等しい状況だからだと御理解いただきたいと思います。

盛岡本庁は全然無事なんですけど、沿岸部がやはり大変です。県内沿岸部の一番南にある独簡の大船渡簡裁は、庁舎、裁判官宿舍が浸水し、18日から、近隣支部に業務を任せて、当分の間完全閉庁となってしまいました。北隣の同じく独簡の釜石簡裁は、高台にあったので庁舎は無事でしたが、地域住民の避難所状態（80人前後が避難したとか）となって、今月いっぱい避難所として利用される見通しのようです。現在でも40人程度はいるとか。更に北上すると宮古支部があるのですが、ここは庁舎は無事でしたが、市全体がやはり破壊されてしまっています。13日に状況伺いの携帯メールを発信したのに対して、昨日やっと返信があった状態です。県内沿岸部最北端の久慈簡裁は宮古支部と同じような状況です。

宮古と釜石には、24日か25日に、国土交通省の耐震状況調査が入ることになっているそうです。

事件処理ですが、刑事事件に関してのみ、盛岡本庁独自で3月中の裁判日程はすべて取り消す措置をとって、自宅待機に入りました。そして、自宅待機が解除になった昨日から、徐々に事件処理再開に向けて作業が始まったという状況です。

★前橋 Nさん（4/1発信）

前橋は、水に関しては、気にする方は気にしているのですが、一般市民の感覚としては、「まあ、大丈夫だろう」というところです。

停電も、気温上昇のおかげで連日中止となっています。停電はしていませんが、前橋の庁舎は、「自動ドア」は電源を入れず「手動ドア」に、エレベーターは1カ所しか動かさず、職員はみんな階段を上り下りしています。蛍光灯も部屋の半分しかつけていません。すっかり節電が体に染みついてきた感があります。

そんなわけで、ひとまず「法廷で停電」の

恐怖は去っていますが、夏にはバッテリーのお世話になる機会がきつとくると思います。

★さいたま Tさん (3/23発信)

今日は午前中の停電も夕方からの停電も回避されて、久しぶりに落ち着いた日です。ただ、節電に協力しているので、暖房が入らず、寒いです。携帯湯たんぽを愛用してます。お湯は出るので。

今までは裁判員事件は入らなくていいよって感じだったのに、停電騒ぎになったら、急に、停電でも対応できるかとの問い合わせが各部から殺到です。手のひらを返した態度にむっとしています。

停電の中の立会も昨日経験し、そのうち慣れるかもね。

★水戸 Tさん (3/28発信)

水戸の私たち4人は、被災地と言うにはちょっとはばかれるくらい、今は普通どおり生活できています。スーパーが6時には閉まり、水戸なのに納豆がないということはありませんが。。。

★長野 Mさん (3/31発信)

長野は、栄村というところが地震の被害に見舞われましたが、その他の地域は全くと言っていいほど被害がありませんでしたので、ご安心ください。

～4/7の余震後～

★仙台 Mさん (4/8発信)

またまた御心配をお掛けしていますが、仙台の6人はみんな無事です。ただ、宮城県内のJRはまた止まってしまいました。

職場のほうも昨夜電気と水道が止まってしまい、朝登庁したときは、電気が復旧したばかりでしたが、水道が依然駄目で、トイレも使えない状態でした。実は、大震災の際に高地簡裁庁舎のタンクが壊れて、隣の家裁庁舎のほうから水を引っ張ってきて使用していたのですが、昨夜の地震で家裁の電気と水がついに駄目になり、高地簡裁庁舎のほうもまた使えなくなったのでした。しかし、11時過ぎになんとか水道は復旧したので、一安心です。

施設のほうも、法廷棟がまたまた駄目で、

民事部の一部の法廷が使えるだけで、刑事の法廷や裏の廊下、階段、エレベーター等の施設に損傷があり、使用できない状態になりました。そのため、本日の期日の多くが変更され、地裁民事の一部のみ実施しているという状態です。幸いにも(?)私が所属する部の期日はすべて行われており、今、証人尋問を交替してきたところです。

復興へのみちのりは本当に厳しいなというのが実感です。まずはライフラインの復旧を願うばかりです。

★福島 Sさん (4/11発信)

新年度が始まり、一般職は異動しましたが、裁判官、管理職の一部の異動は留保になっているので、何となく違和感があります。

裁判員裁判が開始されるのに合わせて新築された郡山の刑事棟の裁判員裁判の法廷は、天井が落ちてしまった上、この前の大きな余震でまたまた被害が拡大しました。3月11日の地震のあった日は、3時から判決の予定でしたが、寸前の2時46分だったので間一髪難を免れたらしいです。裁判員は解任されておらず、その裁判は宙ぶらりんのままです。福島は原発で県外に避難している人が多数おり、その所在地も分からない状況で、これから裁判員裁判をどうするかが、目下の大きな課題になっています。

3月22日から通常勤務していましたが、法廷が全部期日変更になったので、私たちは開店休業状態です。

～最後に～

みんなの気持ちの代弁として、次のメールを紹介します。

★宇都宮 Mさん (3/23発信)

東北のみなさま

皆さま全員のご無事が確認できて本当にほっとしています。

でも、もう10日以上にわたって恐怖と不安と不便な生活が続いている現状を報道で見ると、何かできないものかという思いで一杯です。

私の実家が山形ということもあり、人ごとではない思いで毎日ニュースを見ていますが、新幹線も高速道路も不通、宅配便もまだ駄目とのことで、気持ちだけが焦っています。

こちらでも決して潤沢とはいえませんが、スーパーでの買い物はほとんど並ばずにできるようになりましたし、品数の制限等もなくなりました。もしかして、裁判所宛とか、大きな街なら宅配便が届かないでしょうか？不足しているもの、欲しいものがあつたら送りたいです。遠慮せずに、ここでつぶやいてみてはいかがでしょう。

それから、福島の方々には、胸が締め付けられるほど申し訳ない気持ちで一杯です。自分たちが使う電気ですらない、私たち関東圏のための原発を押し付けられた上でのこの大惨事、本当に言葉もありません。

福島の方への差別なんて言語道断、関東

~

圏は率先して喜んで福島の方々を支援しなければなりません。節電と計画停電で寒くて不便な生活を強いられて、電気のありがたさが骨身にしみて分かりました。これはそのまま危険な原発を抱えてくださっていた福島の方々への思いにつながります。関東人もこのたびこそははっきりと自覚したことでしょう。原発行政も変わると思います。

怒りは怒りで遠慮せず発言しながら、どうか、もうすこし、がんばってください…としか言いようがない自分が情けないです…

以 上

3月16日に、ステノグラフ社から哀悼と激励のメッセージが届きました。

Our condolences and encouragement

Dear Friends,

In light of the grave damage caused by the earthquake and tsunami, all of us at Stenograph wish to express our condolences and encouragement to you and your families. As we see the television news unfold, we want you to know that we are thinking of you, our friends in Japan, and wishing you well.

Sincerely,

Judy Wolf

Marketing Product Manager

Stenograph LLC

(訳文)

親愛なる友人たちへ
地震と津波によって引き起こされた大災害に、ステノグラフ社の皆から、日本の皆様と御家族に深い哀悼と激励の意を表します。テレビニュースで伝えられる映像から、私たちの日本の友人のことを心配しています。皆様の御無事を祈っています。

その後、計画停電や大規模停電のおそれから、緊急にステンチュラのバッテリーを購入しましたが、米国からきたとは思えないほど迅速に送っていただきました。



～守る会のとりのくみ～

はやとくん通信No.50でも紹介したとおり、速記官制度を守る会では、昨年9月から、日弁連及び各単位弁護士会に対して、「速記録の必要な事件には速記官の立会要請を！」という要請行動を行いました。それに伴う大阪弁護士会、奈良弁護士会でのとりくみを紹介します。

2011年（平成23年）3月3日

大阪地方裁判所 所長殿

大阪弁護士会
会長 金子 武 嗣

裁判員裁判への速記官立会について（要望）

第1、要望の趣旨

大阪地方裁判所においても、裁判員裁判に速記官の立会を認めるよう適切な対処を要望します。

第2、要望の理由

裁判員制度開始から1年以上経過し、大阪地方裁判所本庁並びに堺支部において、裁判員裁判が日常化しつつあります。制度発足時は、比較的争いの少ない刑事裁判からスタートしましたが、今では犯罪事実の存否そのものを争う事件や、量刑についてより深い検討が求められる事件が係属しています。その傾向は今後一層顕著となるのではないかと考えられます。

裁判所速記官については、最高裁判所が新たな養成を停止して以来13年経過し、速記官が年々減少しているところです。それでも、東京地裁・大阪地裁という大規模庁においては、東京45名、大阪30名という少なくない人数の速記官が配置されています（速記官制度を守る会大阪支部ニュースNo.43）。

大阪地裁刑事部では、一般の刑事事件については速記官の立会が普通になされています。ところが、裁判員裁判においては、担当弁護士が速記官の立会を申し入れた場合でも、速記官の立会が認められた事例は1件もありません。これに対して東京地裁では、昨年9月3日までに21件、同立川支部でも昨年8月10日までに18件もの裁判員裁判で、速記官が立ち会って正確・迅速な記録の作成を行っているとのことです（速記部同窓会機関誌「R」329号）。同誌によれば、その他の多数の裁判所においても裁判員裁判への速記官立会がなされているようです。それにもかかわらず、大規模庁である大阪地裁で1件も裁判員裁判への速記官立会がなされていないのは、不可解としか言いようがありません。

裁判員裁判が「見て聞いて分かる裁判」となるよう更に努力することと、法廷でのやりとりを正確・迅速に記録することとはいささかも矛盾するものではありません。

なお、現在証人尋問や被告人質問はビデオ録画され、弁護士に対してはその音声部分とコンピューターによる音声認識結果の文字化データがDVDで交付されています。コンピューターによる音声認識システムは反訳精度が非常に低く、反訳記録としては使用することができないため、供述箇所を検索するためのインデックスとして使用するものとされています。しかし、発音が正確に文字化されていないために、インデックスとしても欠落してしまう場合がありますし、供述部分を探すのに手間がかかり、一覧性に欠けるといって重大な欠陥があります。速記官による速記録は、正確であるだけでなく、一覧性において非常に優れており、確認したい供述部分をすぐに探し出すことができます。また、「はやとくん」というコンピューターソフトを用いて、証人尋問を実施したその日のうちに速記録を完成させることも可能となっております。毎年開催される日本弁護士連合会人権擁護大会においても、このコンピューターソフトを用いてシンポジウムや宣言・決議の審議を適正かつ正確に実施しております。当事者にとっても評議を行う裁判官と裁判員にとっても、速記官による速記録は、正確な供述内容の確認のためには必要不可欠と考えます。

以上、一般の刑事裁判だけでなく裁判員裁判においても速記官の立会を可能とするよう、善処を求める次第です。

以上

裁判所速記官の養成再開を求める総会決議

【決議事項】

当会は、最高裁判所に対し、直ちに裁判所速記官の養成を再開されることを強く求める。

【決議の理由】

- 1 速記官制度は、裁判記録の正確性、公正さを担保するとともに、迅速な裁判に資するものである。国民の司法参加が強く求められている現在、速記官制度は必要不可欠な制度である。
ところが、最高裁判所が裁判所速記官の新規養成を1998年度から停止したことにより、最大時825名いた裁判所速記官は2010年4月時点で240名にまで減少した。奈良地方裁判所の裁判所速記官の配置についても、平成13年度から4名から1名に減員されている。
- 2 これに対し、最高裁判所は、裁判所速記官による速記録に代わるものとして、民間委託による「録音反訳方式」を導入している。しかし、「録音反訳方式」については、正確性やプライバシー保護などについて懸念があり、調書の完成までに日数がかかることや、誤字・脱字、訂正漏れ、意味不明箇所が目立つなどの問題も指摘され、審理にも少なくない影響を与えていると思われる。
- 3 また、2009年5月21日から、一般市民が裁判員として刑事裁判に参加する裁判員制度が開始され、法定刑の重い重大事件を対象として、一般市民が職業裁判官とともに審理し判断することになった。裁判員の公正・的確な判断を保障するためには、法定でのやりとりや証言内容が即時に確認できるようにすることが不可欠である。
裁判所は、ビデオ録画とコンピューターの音声認識を組み合わせ、一定の単語を手掛かりに証言・供述の各場面を検索できるようにして、裁判員裁判の評議に対応しようとしているが、このシステムは誤変換も多く正確な記録にならないことや、DVDでは一覧性や速読性がなく、審理や訴訟準備に利用しにくいなどの問題が報告されている。裁判所が正確で迅速な文字化された供述記録を作成しないため、裁判員は、自分の記憶と自分の作成するメモしか頼れない状況になっている。こうした裁判で、公正・的確な審理や評議、判決ができるのか大いに懸念がある。
また、聴覚障がい者の「裁判を受ける権利」や「裁判員になる権利」を保障するには、バリアフリーとしてのリアルタイム速記による情報保障が不可欠である。最高裁判所は手話通訳者と要約筆記者を確保するとしているが、手話のできる聴覚障がい者は全体の約2割程度であること、要約筆記では十分な情報保障にならないことなど、聴覚障がい者に対する認識の不十分さを露呈している。
- 4 これに対して、裁判所速記官による速記録は、公判終了後直ちに文字化された証言・供述調書を作成することができるまでに進歩している。文字化された逐語録調書は一覧性が優れ、確認したい証言や供述を速やかに探し出すことが可能である。ビデオのキーワード検索よりもはるかに迅速に目的の供述箇所を探し出すことができる。
しかも、ビデオとコンピューターの音声認識では、発言が重なったり、曖昧な発音のために、証言・供述内容が確認できない場合がありうるが、裁判所速記官による速記録の場合には、裁判所速記官が立ち会って、その場で証言・供述を確認できるために、内容が確認できないことはほとんどない。この点でも、裁判所速記官による速記録は、極めて正確なものであり、ビデオとコンピューターの音声認識の組み合わせと比較した場合、裁判所速記官による速記録の優位性は明らかである。
- 5 現在、世界の多くの国で、裁判には機械速記によるリアルタイム速記が取り入れられている。最高裁判所が裁判所速記官の養成を停止した当時、アメリカでは、約3万人であった速記者が現在では6万人を超える数に増えている。最近では韓国、中国などでも制度化されているし、ハーグの国際刑事裁判所でもリアルタイム速記が活用されている。
このように世界標準となっているリアルタイム速記システムについては、裁判所

速記官の増員や機器の確保など態勢が整備されれば日本でも実現可能である。

- 6 公正で客観的な記録の存在は、なによりも国民の公正・迅速な裁判を受ける権利を保障するものである。裁判所に対し、国民の基本的な人権を擁護し、公正かつ迅速な裁判を行うことがこれまで以上に強く求められている現状にあっては、裁判の適正や裁判所の調書作成等に対する国民の信頼を確保するために、厳しい研修を受け、裁判の実情に通暁した裁判所速記官による速記録の作成が是非とも必要である。最高裁判所が、これらをふまえ、速やかに裁判所速記官の養成を再開するよう強く求める。

各弁護士会で、このようなとりくみが広がっていけばいいですね。

～「はやとくんフォーラム2010」報告～

12月25日に東京グリーンパレスで開催しましたが、60名の参加で大盛況でした。

一番の収穫は、方言対策について、今までは各地域にお任せだったのですが、全国の登録例を見比べながら、正しい辞書登録の方法を教えてもらったり、対応のしかたを皆で検討できました。今後、各地域の方言辞書が充実することと思います。

遠藤会長の講義は、2進数や16進数、漢字コード(シフトJISやユニコード等)についてで、はやとくん基礎講座でした。とっつきにくい内容でしたが、さっそく翌日の新常用漢字への対応について話し合うときにも役に立っていました。

ワードワープ社に入られた元速記官の奥平さんのお話は、現役の裁判所速記官ではできない仕事ばかりで、貴重な体験談をお聞きしました。刑務所にえん罪を訴える既決囚の証言を取りにいった話や、TBCの「金スマ」へ筆談ホステスさんの文字通訳に行った話、神戸地裁で聴覚障害者が原告の裁判で文字通訳をした話で、リアルタイム速記技術を生かしてとても活躍されています。機械速記はやはり役に立ちますという奥平さんの言葉に、私たちもとても元気が出る思いでした。

続く懇親会には、日本速記協会から中根先生が駆け付けてくださり、大いに盛り上げていただきました。